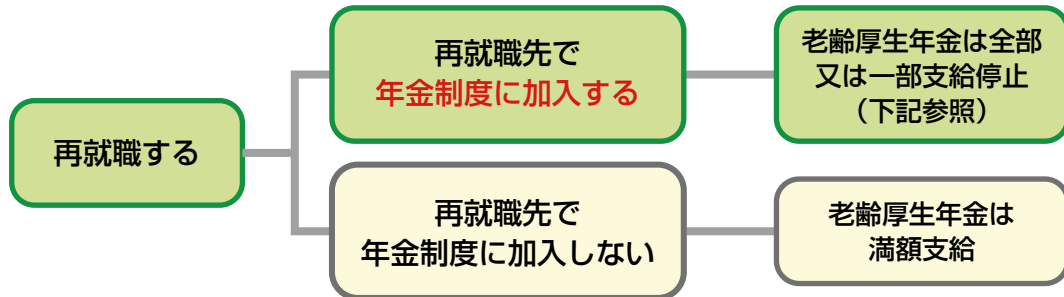


在職中の年金の支給停止について

お問い合わせ ☎
年金班 043-223-4116

老齢厚生（退職共済）年金受給権者が、フルタイム再任用で在職しているか、民間会社等へ再就職して年金制度に加入しているときは、賃金等の額により年金の全部又は一部が支給停止となります。（**停止となった分は退職後も支給されません。**）



支給停止額の計算方法

◇65歳未満

賃金(注1)と年金(注2)の合計額が28万円を超えた場合
(28万円を超えない場合は支給停止なし)

賃金が46万円以下	$(年金 + 賃金 - 28万円) \times 1/2$
賃金が46万円を超える	$(46万円 + 年金 - 28万円) \times 1/2 + (賃金 - 46万円)$

◇65歳以上

賃金(注1)と年金(注2)の合計額が46万円を超えた場合
(46万円を超えない場合は支給停止なし)

$$(年金 + 賃金 - 46万円) \times 1/2$$

(注1) 賃金 = 標準報酬月額 + 過去1年間のボーナスの総額 ÷ 12

(注2) 年金 = 老齢厚生年金(経過的職域加算額・加給年金額を除く)の年額 ÷ 12

柔道整復師の 施術内容についての文書照会

お問い合わせ ☎
給付班 043-223-4117

整骨(接骨)院・はりきゅう院・あんまマッサージ院で柔道整復師等から施術を受けるときに健康保険が使える(組合員証を使える)範囲は限られています。

当共済組合では、医療費適正化への取組の一環として平成29年4月から、組合員証を使用した施術について内容点検を実施しております。

柔道整復師からの請求(※)について、その内容に疑義が生じた場合は、内容点検業者から組合員の皆様へ施術内容について文書で照会をさせていただくことがありますので、照会文書が届きましたら、期限内の回答にご協力のほどよろしくお願いいたします。

健康保険が使える範囲については当共済組合千葉支部HPを、内容点検業者からの文書照会については平成28年10月25日付け公立千第303号(全所属通知済み)をご覧ください。

(※)組合員・被扶養者が組合員証等を使用して施術を受けたとき、本人負担は3割、残りの7割分は柔道整復師が共済組合に請求します。